平成２２年（フ）第９７４号
横浜市旭区善部町117番地　４棟403号
債務者　元廣　一生
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９９２号
神奈川県綾瀬市落合北７丁目４番56―403号
債務者　西内　浩成
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９９３号
神奈川県綾瀬市落合北７丁目４番56―403号
債務者　西内　知子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０４４号
神奈川県大和市深見3545番地３
債務者　東島千鶴子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０４５号
横浜市磯子区東町18番32―602号
債務者　横尾由香里
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１４１号
横浜市金沢区富岡西２丁目８番42号　メイプルメゾン103
債務者　中川　幸子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０９号
静岡県浜松市西区入野町16123番地　県営南平団地５―406
債務者　ラモス　フェリックスこと　ラモス　ダペーヨ　アンヘル　フェリックス
1　決定年月日時　平成22年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月２日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４９号
愛知県田原市仁崎町中瀬古26番地１
債務者　河邉　光子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第６４号
愛知県豊橋市富士見台１丁目15番地２　17―1724、従前の住所愛知県豊橋市神野新田町字イノ割213番地の１　301
債務者　矢野　哲生
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月28日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第１１２号
広島県福山市御幸町大字中津原1459番地１　井上アパート２、前住所広島県福山市南手城町３丁目４番28号　第２むつみ住宅５
債務者　西原　典子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年６月４日午後２時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２２年（フ）第７３９５号
東京都練馬区北町３丁目３―14―401
債務者　町田　　泰（旧姓冨田）
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３９６号
東京都練馬区北町３丁目３―14―401
債務者　町田　静子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３９７号
東京都中野区弥生町１丁目31―11
債務者　太田美知子
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４１８号
東京都新宿区内藤町１―501
債務者　佐々木かほる
1　決定年月日時　平成22年４月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７４７５号
東京都豊島区西巣鴨３丁目25―11―401
債務者　竹内　敏浩
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７５７１号
東京都東久留米市滝山６丁目３―４―505
債務者　井上　貞幸
1　決定年月日時　平成22年４月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
5　免責審尋期日　平成22年７月６日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

第明治三十二種郵便物認可